

## 豊橋市住宅用充給電設備導入補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は豊橋市補助金等交付規則（平成7年豊橋市規則第8号）に定めるもののほか、住宅から電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車（以下「次世代自動車」という。）への充電及び次世代自動車から住宅への給電機能を持つ設備（以下「充給電設備」という。）を設置する者に対し、豊橋市住宅用充給電設備導入補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 この補助金は、充給電設備を購入し、住宅に設置する者に対し、その経費の一部を補助することにより、次世代自動車の普及促進と市民のエネルギーの効率的利用を図り、もって地球温暖化対策の推進に寄与することを目的とする。

### (補助対象設備等)

第3条 補助金の交付の対象となる設備（以下「補助対象設備」という。）、補助対象経費、補助金の額については、別表に定めるとおりとする。

### (補助対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、次に掲げる条件をすべて満たす者（個人）とする。

(1) 自ら居住し、かつ、住民登録のある市内の住宅、又はその住宅のための駐車場等に補助対象設備を設置する者

(2) 豊橋市が徴収する税を滞納していない者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でない者

(4) とよはしエコファミリー宣言に賛同し、エコファミリー登録に同意する者

2 前項の条件をすべて満たす者においても、次のいずれかに該当する場合は補助金交付を受けることができない。

(1) 第5条第1項に規定する事前の申込みができない場合

(2) 設置工事完了日（予定日含む。）が、3月15日（その日が豊橋市の休日を定める条例（平成3年豊橋市条例第3号）による市の休日（以下「市の休日」という。）に当たるときは、市の休日の前日）の翌日から3月31日となる場合。なお、設置工事完了日とは、補助対象設備の保証書に記載されている保証の開始日をいう。

3 補助金の交付の対象数は、1世帯につき1基とする。ただし、第10条の規定による当該設備の使用の期間が経過している場合は、この限りではない。また、財産処分により第13条に基づく補助金の返還を行った場合においても、当該設備の当初の使用期間が経過していない場合は、補助金交付を受けることができないものとする。

4 前項の規定に限らず、天災等による破損等、自己の責めに帰さない事由で補助対象設備を処分

し、第11条第2項の規定に基づき処分承認の手続きを行った者は、補助金交付を受けることができるものとする。

(事前の申込み等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、補助対象設備に係る設置工事の着工予定日の14日前（その日が市の休日に当たるときは、市の休日の前日）までに、あらかじめ事前申込書（様式第1）に次に掲げる書類等を添付して、市長に申し込まなければならない。

(1) 補助対象設備の設置工事に係る工事請負契約書の写し。ただし契約書により対象設備の設置が確認できない場合、見積書等を添付すること。

(2) その他市長が必要と認めるもの

2 市長は、事前申込書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、当該事前申込書に受理した旨の記載をし、その写しを申込者に通知し、事前申込みを完了するものとする。

3 市長は、事前申込書を先着順に受け付けるものとし、予算の範囲を超えるときは受付を停止することができる。

4 申込者は、第2項の規定による事前申込みの完了を受ける前に、補助対象設備に係る設置工事に着手してはならない。

(計画変更等)

第6条 前条第2項による事前申込みの完了を受けた者（以下「事前申込者」という。）は、事前申込書を受理された後において、次の各号のいずれかに該当する変更を行うときは、速やかに事前申込変更申請書（様式第2）により市長に申し出なければならない。ただし、第3号による変更をする場合は、事前申込みが受理された年度の3月15日（その日が市の休日に当たるときは、市の休日の前日）までに遅延理由報告書（様式第3）及び遅延の根拠を証明する書類を添付するものとする。

(1) 補助金交付予定額の増減があるとき

(2) 補助対象設備設置の中止、又は補助対象者の条件を満たさなくなったことによる事前申込みの取下げをするとき

(3) 天災、社会情勢など、事前申込者及び施工業者等の責めに帰さない事由により工期が遅延し、年度内に交付申請ができない場合による事前申込みの変更をするとき

2 市長は、事前申込変更申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、当該事前申込変更申請書に受理した旨の記載をし、その写しを事前申込者に通知するものとする。

(交付申請等)

第7条 事前申込者は、補助対象設備に係る設置工事を完了したときは、住宅用充給電設備導入補助金交付申請書兼請求書（様式第4）に次の書類等を添付して、次項に規定する期限までに、市長に申請しなければならない。

- (1) 補助対象設備の購入費用に係る領収書等の支払いを示す書類の写し
- (2) 領収金額内訳書（様式第5）
- (3) 補助対象設備本体及びその設置状況が確認できるカラー写真、及び型式、製造番号が確認できるカラー写真（様式第6）
- (4) メーカー発行の保証書の写し
- (5) その他市長が必要と認めるもの

2 前項の規定による申請の期限は、補助対象設備に係る設置工事完了日の翌日から起算して2か月以内又は事前申込みが受理された年度の3月15日（その日が市の休日に当たるときは、市の休日の前日）のいずれか早い日とする。ただし、事前申込者から当該申請の期限までに期限の延長を求める申し出があり、かつ天災その他のやむを得ない理由があると特に市長が認めるときは、市長が指定する日（事前申込みが受理された年度の3月15日を超えない範囲に限る。）まで申請の期限を延長することができる。

3 第2項の申請期限までに第1項の規定による申請をしなかった事前申込者に係る事前申込みは、失効するものとする。

4 第2項の規定に関わらず、前条第1項第3号に該当し、同条第2項の写しを添えて交付申請をする者の申請の期限は、補助対象設備に係る設置工事完了日の翌日から起算して2か月以内とする。ただし、補助金交付に必要な事項は交付申請日に有効な豊橋市住宅用充給電設備導入補助金交付要綱に基づくものとする。

#### （交付の決定）

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、及び必要に応じて調査等を行い、適当と認めた場合には、補助金の交付を決定し、住宅用充給電設備導入補助金交付決定通知書（様式第7）により当該申請をした者に対し通知するものとする。

#### （補助金の請求及び交付）

第9条 市長は、前条の規定による補助金の交付決定をした後、住宅用充給電設備導入補助金交付申請書兼請求書に基づいて補助金を交付するものとする。

#### （使用の期間）

第10条 第8条の規定による、交付決定を受けたもの（以下「補助事業者」という。）は、当該補助対象設備を減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数（以下「法定耐用年数」という。）の期間継続して使用しなければならない。

#### （財産処分の制限）

第11条 補助事業者は、法定耐用年数の期間内において、補助事業により取得した財産を、補助金交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。（以下「処分等」という。）

2 補助事業者は、前項に規定する処分等をする場合は、あらかじめ処分承認申請書（様式第8）

を市長に提出しなければならない。ただし、天災等による破損等、自己の責めに帰さない事由で補助対象設備を処分等する場合は、事後の提出でよいものとする。

(補助金交付の取消し)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第13条 市長は、補助金交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

2 前項において、第11条第2項の規定により提出した処分承認申請書による場合は、第10条に定める使用の期間を月数に換算したのから既に使用した月数（当該補助対象設備の使用を開始した日の属する月の翌月から、処分した日の属する月までの暦月数をいう。）を減じた期間に相当する補助額（千円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。）の返還を命ずるものとする。

(加算金)

第14条 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、豊橋市補助金等交付規則第16条の規定に準じて、加算金を市に納付しなければならない。

(調査)

第15条 市長は、補助金の適正かつ円滑な運営を図るため、必要に応じて補助事業者に対し報告を求め、又は調査を行うことができる。また、補助事業者は、市長の求めに応じなければならない。

(協力要請)

第16条 市長は、補助事業者に対し、補助金に関するアンケート調査、データ提供等の協力を求めることができる。

(雑則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成27年3月27日決裁）

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(適用)

- 2 この要綱は、平成27年4月1日以後に購入した住宅用充電設備から適用する。

附 則 (平成28年2月1日決裁)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(適用)

- 2 改正後の豊橋市住宅用充電設備導入補助金交付要綱 (以下「改正後の要綱」という。)の規定は、平成28年4月1日以降の交付申請から適用する。

(経過措置)

- 3 この要綱の施行の際、改正前の豊橋市住宅用充電設備補助金交付要綱の規定により作成されている様式第2及び様式第5は、改正後の要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

附 則 (平成28年3月31日決裁)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市住宅用充電設備等導入補助金交付要綱の規定による豊橋市住宅用充電設備等導入補助金の充給電設備に係る交付は、平成28年4月15日以後に補助対象設備の設置が完了する者から適用し、同日前に設置が完了した者については、なお従前の例による。

附 則 (平成29年3月29日決裁)

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月28日決裁)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(適用)

- 2 改正後の豊橋市住宅用充電設備等導入補助金交付要綱の規定は、平成30年4月1日以降の交付申請から適用する。

附 則 (平成31年3月28日決裁)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(適用)

- 2 改正後の豊橋市住宅用充給電設備導入補助金交付要綱の規定は、平成31年4月1日以降の交付申請から適用する。

附 則 (令和2年3月27日決裁)

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年12月23日決裁)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、改正前の豊橋市住宅用充給電設備導入補助金交付要綱の規定により作成されている様式第1、様式第2、様式第3、様式第6、様式第7は、改正後の豊橋市住宅用充給電設備導入補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。

附 則 (令和3年3月29日決裁)

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月31日決裁)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月31日決裁)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、改正前の豊橋市住宅用充給電設備導入補助金交付要綱の第6条第1項第3号の規定により事前申込みの変更を行った申込者で、改正後の豊橋市住宅用充給電設備導入補助金交付要綱の第7条第5項の規定により交付申請を行う者の交付申請等は、従前の例による。

附 則 (令和6年3月29日決裁)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年3月31日決裁)

(施行期日)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則 (令和8年3月31日決裁)

(施行期日)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係) 補助対象設備等

	充給電設備
補助対象設備 ※未使用品に限る	国の補助事業における補助対象機器として一般社団法人次世代自動車振興センターにより登録されているものであること
補助対象経費	本体 (付属品等含む) 設置に係る費用 ※消費税及び地方消費税を含む。
補助金の額	補助対象経費の4分の1を乗じて得た額とし、50,000円を上限とする。 ※当該額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とする。